平成８年版

神戸大学ＫＴＣ機械クラブ会則

第1条　(名称) 本会は神戸大学 KTC 機械クラブと称する。
第2条　(目的)　本会は会員と母校の連絡、会員相互の親睦をはかり、技術者の人格向上に寄与することを目的とする。
第３条 (構成) 本会は次の会員で組織する。
(1)　旧神戸高等工業学校および旧神戸工業専門学校の機械科および精密機械科の卒業生ならびにこれに準ずるもの。
(2)　神戸大学工学部機械工学科ならびに生産機械工学科の卒業生およびこれに準ずるもの。
(3)　神戸大学大学院工学研究科機械工学ならびに生産機械工学専攻の修了者。
第４条 (役員)
(1)　本会の運営のため、会長、副会長 (若千名)および理事(若千名)を置く。任期は 2 年とし、重任はさまたげない。
(2)　機械系教室の現職教官は特別会員となり、この中より特別会員代表及び学内幹事を選ぶ。
(3)　機械系教室内に事務局を置く。
(4)　理事はクラス幹事会でクラス幹事の推薦により之を決める。理事の互選によって会長、副会長を選任する。
(5)本会に顧問を置くことができる。
第５条 (会合) 本会の目的を達成するため、年一回の総会および数回の会合を催す。
第６条 (事業) 本会は次の事業を行なう。
(1) 機関誌の発行(年一回)。
(2) 会員名簿の発行 (4 年に一回)
第7条 (会計)　本会の運営費は会員またはその所属する企業団体の寄附金およびKTC本部からの配分金及び会員一般より特別徴収金でまかなう。この経理は副会長が監査するものとする。
第８条 (支部)　本会は必要と認めた地方に支部を設けることがある。
第９条 (会則の改正)　会則の改正は総会の承認を必要とする。
(附則) 本会則は昭和 62 年 3 月 26 日 より施行する。